

みんなが住みやすい

奈良県にしよう！

今年度から民間企業も対象となります



令和7年度

奈良県在住外国人 コミュニティ活動支援補助金

～奈良県に住む外国人が暮らしやすいまちにするために、
県内の在住外国人コミュニティ、多文化共生・国際交流団体、
民間企業、市町村を支援します～

申請締切：令和7年6月20日（金）（必着）

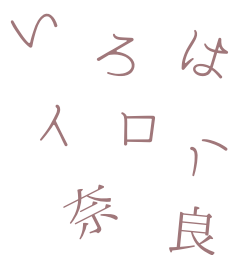
在住外国人コミュニティの活性化につながるとともに、奈良県に住む外国人と日本人との交流などを通して多文化共生社会の推進につながる活動に必要な経費について、補助金を交付します。

日本語学習の機会

文化体験

スポーツ大会

出身国の紹介



多文化共生とは？

国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的背景等の違いを認め、人権を尊重し合い、地域社会の対等な構成員としてともに生きることです。

（「多文化共生」の推進に関する研究会報告書）総務省）

詳しくは、裏面へ

対象者

1. 県内の在住外国人コミュニティ
2. 県内の多文化共生・国際交流団体
3. 県内に事業所のある民間企業

※本補助金の対象となる「民間企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者または、第2条第5項に規定する小規模事業者をいいます。

4. 県内の市町村

※各補助対象者ごとに要件が異なります。詳細は国際課ホームページを必ずご確認ください。

対象事業

●令和7年4月1日以降に新たに行う奈良県に住む外国人に関する以下の事業であること。

(なお、補助対象者のうち、多文化共生・国際交流団体、民間企業等が取り組む事業については、その事業推進において、複数の在住外国人が中心的役割等を果たすものに限るものとします。)

1. 外国人の出身国や地域の文化・スポーツなどを通じて、日本人も参加・交流できる、多文化共生につながる事業
2. 生活していく上で必要な日本語能力の向上につながる事業
3. 日本や奈良県の文化・慣習・ルールなどを学習・体験し、その理解につながる事業
4. 安心して日常生活を過ごすために必要な情報提供などを行う事業
5. 地域社会に積極的に関わることに繋がる事業

対象経費

報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品の購入等）、消耗品費、材料費、食糧費（お茶代等）、募集広告料、役務費（郵送料、保険料等）、使用料及び賃借料、委託費、その他事業を実施するために 知事が特に必要と認める経費

補助金額・補助率・活用例など

対象者	補助上限額	補助率※2
在住外国人コミュニティ 多文化共生・国際交流団体	100万円 (50万円※1)	10/10以内 (1/2以内※1)
民間企業 市町村	100万円 (50万円※1)	1/2以内 (1/4以内※1)

※1 当該補助事業が本補助金の対象となるのが2年目以降の場合。

※2 補助対象経費のうち、事業実施に伴う収入（他の補助金等を含む）控除した額。

例えばこんな使い方ができます！

- 出身国A国のスポーツ○○を広めるイベントを開催したい場合
 - ・企画するスタッフが会場を下見する交通費（旅費）
 - ・会場となるスタジアムの使用料
 - ・講師への謝金（報償費）
 - ・チラシの印刷費（需用費）

- 日本文化である茶道体験会を行いたい場合
 - ・抹茶代（材料費）
 - ・茶道に必要な道具のレンタル代（賃借料）
 - ・講師への謝金（報償費）

・・・など

活用事例(R6年度)

- 文化交流会
在住外国人の出身国の文化である、季節の行事をテーマに料理体験や伝統的なゲームを通して地域住民と交流して、異文化理解を深める。
- 日本語学習
外国人留学生を対象に、日本語能力の向上を目的として参加者のレベル別に合った日本語補習クラスを新たに行う。

事業の流れ

～指令前着手も可～



お問い合わせ

奈良県知事公室国際課 多文化共生係
住所：奈良市登大路町30番地 本庁舎 6 階
TEL：0742-27-8477

▶詳しくはこちら

URL:
<https://www.pref.nara.jp/66561.htm>

